

平成 30 年 2 月 23 日
消費者委員会事務局

個別論点についての検討の進め方

(案)

1 検討事項

(1) 公益通報者保護法を使いやすいものにする

- 公益通報者保護法の目的は、公益通報者の保護を図るだけでなく、それによって国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令の規定の遵守を図ることにあり、ひいては消費者保護にもつながってくる。
- 公益通報に該当することはどういうことなのかを通報者にわかりやすくすることが重要。
- 現行法の要件は、不利益取扱い禁止という民事効を発動するための要件としては狭すぎるため、使いにくい。
- 本来通報されるべき情報が適正に通報されるために、現在の要件で足りているかを検討すべき。

検討項目

- 通報者の範囲
- 通報対象事実の範囲
- 外部通報の保護要件
- 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任

(2) 通報を受ける側における体制整備

- 3号通報では受け手に守秘義務を課すことは困難であり、1号通報にのみ頼るのも不適切。行政機関が実効性のある仕組みを構築することが必要。
- 内部通報制度をもっと信頼できる形にしていくことが必要。
- 通報に関する秘密が守られないことに対する不安を解消する必要がある。
- 公益通報に該当しない通報の受付窓口を設けて機能分化を図る、濫用的な通報への対応策を講じるなど、通報者が使いやすい内部通報制度の仕組みの工夫が必要。
- 早い段階での通報を促し、それに迅速に対応することが被害拡大防止につながる。適時性の観点からの規制の在り方も検討すべき。
- 制度の周知の関係でも課題が大きい。関係省庁に周知、協力に係る義務を課したり、事業者に労働者への周知のための措置をとらせたりする必要があるのではないか。

検討項目

<行政への通報に関する項目>

- 行政通報の一元的窓口の構築
 - * 仕組みの実効性、通報受付後の省庁間の連携・対応の在り方
 - * 適切な情報管理
 - * 通報対応の迅速性
 - * 制度の周知

<事業者への通報に関する項目>

- 事業者における内部通報体制の整備義務
 - * 中小事業者への配慮
 - * 事業者の取組をどうサポートするかという観点
 - ・コーポレートガバナンス・コード、内部統制
 - ・インセンティブ、認証制度
 - ・ガイドラインの検証、充実
 - ・ノウハウの共有
 - * 労働者への制度の周知
- 守秘義務
 - * 情報共有の範囲と調査の実効性の関係の整理

(3) 公益通報者の保護救済の充実及び不利益取扱いの抑止

- 通報者の保護救済を充実・強化する仕組みをおくことにより安心して通報することが可能になる。
- 事業者による不利益取扱いの抑止について、実効性を担保するためには、民事効だけでなく行政による対応や刑事罰等による補完が必要。

検討項目

- 公益通報者の保護救済（相談、助言指導、あつせん、調停）
- 不利益取扱いに対する行政措置、刑事罰の可能性・在り方
 - * 不利益取扱いをした場合の制裁の在り方、刑事制裁の実効性
 - * 行政措置及び刑事罰を導入するとした場合の対象範囲や要件設定の在り方
- 不利益取扱いが通報を理由とするものの立証責任の緩和

(4) その他ご指摘のあった論点

- 通報の義務化という議論もあり得るのではないか。

2 検討を進める際の留意点

- ◇ 海外の制度の参照
- ◇ 関連、参考となる他の法律の参照
- ◇ 具体的な事例の紹介

以上